長岡都市計画地区計画の変更

都市計画青山北地区地区計画を次のとおり変更する。

都市計画青山北地区地区計画を次のとおり変更する。 名 称 青山北地区地区計画												
	位	置	長岡市青山町、青島町、水梨町、前島町、摂田屋町の各一部									
	面	積	約 8.9 ha									
	本地区はJR長岡駅から南へ約4.5km、周辺に南部工業団地かる地理的条件のもと、土地区画整理事業による工業・業務系の新たる成が予定されている地区である。 このため地区計画を策定することにより、土地区画整理事業の効果好な市街地環境の創出を図るとともに、適正かつ合理的な土地利用をとで用途の混在等による地区利便性の低下を防止することを目標とす											
区域の整備・開発及び保全の方針	型性同上、用途の混在防止を図るため、以下の3地区に細区分する。 A地区においては、長岡市の基幹産業である電子機器部品等の加工組立 積極的に集積立地させることで、これら施設群の良好な生産環境を有した 市南部地域の新たな産業拠点の形成を目指すものとする。 B地区は地区内の幹線道路沿道に位置する地理的条件を勘案し、A地区 な工業系の土地利用を基本としながらも、地域就業者のための地区利便施 地を誘導し利便性の増進を図るものとする。 C地区においてはA、B地区および当地区に隣接した工業専用地域等の 市街地の補完機能を担う地区として位置づけ、小規模軽工業系施設、事務											
	地区施	設の整備方針	道路、公園、緑地については、土地区画整理事業により整備されたものを機能・ 環境が損なわれないよう維持、保全を図る。									
	建築物の整備方針		良好な市街地環境の形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。また、敷地内には極力植栽を行い地区の緑化に努めるものとする。									
	位	置	長岡市青山町、青島町、水梨町、前島町、摂田屋町の各一部									
	面	積	約 8.9 ha									
	地[区の区分	A地区	B地区	C地区							
	地区	区分の面積	約 4.3 ha	約 3.3 ha	約 1.3 ha							
		築物の用途 制限	次に掲げる建築物は建築 してはならない。	次に掲げる建築物は 建築してはならない。	次に掲げる建築物は建 築してはならない。							
地区整備計画	建築物等に関する事項		 住宅 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 共同住宅、寄宿舎又は下宿 店舗(卸売業を除く)、飲食店その他これらに類するもの 学校 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 病院 	2. 店舗 (卸売業を除く)、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 ㎡を超えるもの 3. 危険性や環境を認ってもの 3. 危険性や環境を認っている。 させるおそれが多い工場								

型 (油粉 业。田林	0 - 12 12 10 1	
1 11/2 11/1/2	地区整備計画 築物等に関する事	建築の面像動限変数かと変数変数からしてでのでのかきなささく	に類するもの 9. カラオケボックスその他これに類するもの 10. 風俗営業等の規制及び業務の適正代等に関する法律第2条第9項(店舗型電話異性紹介営業)の用に供するもの 11. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの 12. キャバレー、料理店その他これらに類するもの 13. 畜舎 14. 危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場(電子機器部品等の加工組み立て工場、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設 一 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.0m以上でなければならない。ただし、道路端と敷地の間に法面等が存在し、道路に対する壁面の後退が不合理となる場合においてはこの限りではない。 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱ののからない。ただし、道路端と敷地の間に法面等が存在し、道路に対する壁面の後退が不合理となる場合においてはこの限りではない。	はらはば 距離物に緩 る合も れ の まま である はらはば 距離物に緩 る合も れ の まま で の の こ 供 の の の こ 供 の の の の の の の の の の の
たたし、垣路田がりの同さが1.2m以下のものにあっては、この取りてい。			フェンス若しくは鉄柵等で透視可能なものとする。 ただし、道路面からの高さが1.2m以下のものにな	



青山北地区地区計画 建築物の用途制限表

											A 地区			この他に風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律に該当する施設に対 し用途制限があります。別途ご確認くだ			
用途地域内の建築物の用途制限 建てられる用途			第一種低	第二種低	第一種中	第二種中	第一種	第二種	準住	近隣	商業		準工		工業	工業	
建てられない用途 条例により建築が制限されているもの 地区計画で建てられない用途			層住居専	層住居専	高層住居専	高層住居専	住居	住居	居	商業	地		業		地	専用	備 考
地区計画で一部建築が可能な用途(備考欄確認)				用地域	7 用 地 域	7 用 地域	地域	地域	地域	地域	域		地域		域	地域	
玄	住宅 ************************************			1	1							\diamondsuit	\diamondsuit				
	兼用住宅 共同住宅、寄宿舎、下宿			U	0							\Diamond	\Diamond				
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校											\Diamond	\Diamond	\forall			
	大学、高等専門学校、専修学校等											\Longrightarrow					
	図書館等		Т									\sim	\sim	\sim			
ム	神社、寺院、教会等	÷															
益施設	診療所																
•	保育所等																
病院	病院											\times	X	X			
	老人ホーム、福祉	トーム等															
学校等	老人福祉センター	児童厚生施設等	1	1													
等	公衆浴場																
	巡査派出所、公衆	電話所等公益上必要な建築物															
	自動車教習所						4										
Ė	c # %cc	2階以下かつ床面積の合計が150㎡以内の一定のもの		*	*							\gg_1	% 1			6	
店舗	店舗·飲食店等	2階以下かつ床面積の合計が500㎡以内の一定のもの			*							χ_1				6	※1卸売業の店舗は建築可能 ※2床面積の合計が1,500㎡以内のもの並び
等	上記以外の店舗、飲食店					3	4	5	⑤			×1	% 2	*1	⑤	6	に卸売業は建築可能
事務	· 务所等					3	4										
集会	҈場					3	4										
ホテ	ル、旅館						4										
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場						4										
遊	カラオケボックス等							5	5			X	X	X	⑤	(5)	
遊技施設	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等							5	5			X	X	X	⑤		
設 •	劇場、映画館、	客席の部分の床面積の合計が200㎡未満のもの										X	X	X			
風	演芸場、観覧場	客席の部分の床面積の合計が200㎡以上のもの										X	X	X			
俗施	ナイトクラブ等								2			\times	\times	\times			
設	キャバレー、料理店等											\times	\times	\times			
	個室付浴場業等																
複合施設	券発売所、場外車 (劇場、映画館、演	芸場、観覧場、ナイトクラブ、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票 券売場等の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの 芸場、観覧場については客席部分の床面積)															※2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下
	単独軍庫(付属車)	単独車庫(付属車庫を除く)			*	*	*	*									のものは建築可能
	建築物付属	1階以下かつ600㎡以下のもの			_												
	自動車車庫	2階以下かつ3,000㎡以下のもの															
工場・倉庫等		2階以下のもの															
	倉庫業を営む倉庫																
	畜舎 パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店等で作業場の床面積の合計が50㎡以下のもの			1	1	1	4					X	X	X			
	自動車修理工場	作業場の床面積の合計が50㎡以下のもの															
		作業場の床面積の合計が150㎡以下のもの															
		作業場の床面積の合計が300㎡以下のもの															
	作業場の床面積の合計が50㎡以下かつ危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場																
	作業場の床面積の台	作業場の床面積の合計が150㎡以下かつ危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場															
	作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											×	×	X			※電子機器部品等の加工組み立て工場は 建築可能
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場																
		量が非常に少ない施設				3	4							X			
	火薬類、石油類、	量が少ない施設										X	X	X			
	カス寺の危険物の 貯蔵、処理の量	量が少ない施設量がやや多い施設										X	X	\forall			
		量が多い施設															
細書	三古担 小恭担 レダ			*	π == =	+ тап Го	र स्तरे हर	11-±	117	は、者	17 ±=	十画:	五字 :	ようぶ きん	#E		

注1)本表は建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。 注2)本市は「田園住居地域」の用途指定はありません。

①一定規模以下のものに限り建築可能 ②当該用途に供する部分が200㎡未満の場合に限り建築可能

③当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能 ④当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能 ⑤当該用途に供する部分が10,000㎡以下の場合に限り建築可能 ⑥物品販売店舗、飲食店が建築禁止